広島市告示（安佐北区）第１１３号

令和８年１０月８日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和８年１０月８日から令和８年１０月２２日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
主要地方道	広島三次線	安佐北区上深川町字森之木７９０番地１地先から	旧	１３．５７～１７．８２	７６．７０
		安佐北区上深川町字森之木７８４番地５地先まで	新	１６．２５～１７．８２	
主要地方道	広島中島線	安佐北区上深川町字森之木７４８番地７地先から	旧	１１．５７～１６．２５	１６．５５
		安佐北区上深川町字森之木７４８番地１地先まで	新	１６．２２～３５．５６	